

中津川市耐震改修促進計画

平成20年3月 策定

令和 8年3月 最終改定

目 次

はじめに	1
1 計画策定の経緯と位置付け	
2 計画改定の経緯	
3 岐阜県震災対策検証委員会の提言	
4 令和6年能登半島地震に学ぶー今後の震災対策ー	
第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	3
第2 建築物の耐震化に係る目標	4
1 建築物の耐震化の現状	
（1）住宅の耐震化の現状	
（2）特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の目標	
3 公共施設の耐震化の現状・目標	
（1）市有施設における耐震化	
（2）その他公共施設・防災拠点施設における耐震化	
4 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状・目標	
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	13
1 役割分担の考え方	
（1）市民・事業者の役割	
（2）市・県の役割	
2 実施する事業の方針	
（1）事業の考え方	
（2）実施する事業	
3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	
（1）重点的に耐震化を図る地域	
（2）重点的に耐震化を図る建築物	
（3）地震発生時に通行を確保すべき道路	
（4）より重点的に耐震化を図る建築物	
4 第4期計画における重点的な取り組み	
5 「命」を守るための多様な取組の推進	
第4 建築物の耐震化を促進する施策	17
1 施策を推進するための体制	
2 安心して耐震化が行える環境整備	
（1）中津川市建築物等耐震化促進事業	
（2）その他の補助事業	
（3）区長会、町内会等との連携	
3 耐震化に関する啓発及び知識の普及	
（1）相談体制の整備	
（2）情報提供の充実	
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	
（1）地震時の建築物の総合的な安全対策	
（2）地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	21
1 所管行政庁との連携	
第6 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	22
別表	23

はじめに

1 計画策定の経緯と位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、中津川市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、「中津川市耐震改修促進計画」として平成20年3月に策定がされました。

中津川市では、地震防災に関する上位計画として、強靱化計画を踏まえた国の防災基本計画及び岐阜県地域防災計画に基づき「中津川市地域防災計画」、「中津川市国土強靱化計画」を定め、中津川市住宅耐震化促進条例にて地域防災計画の内容を補完し、市民・地域の意見を取り入れた実施計画等を明示した中津川市災害に強いまちづくり条例に基づく「中津川市災害に強いまちづくり計画」など各計画との整合を図りながら地震防災対策を進めています。

2 計画改定の経緯

本計画は、平成19年3月の策定後、法の改正や地震災害による新たな課題への対応などを踏まえ、以下のとおり改定を行っています。また設定した目標年次により計画期数を以下のとおりとします。

計画及び期間	策定・改定時期	主な内容
第1期計画 (H18～H27)	平成20年3月	計画策定
	平成24年3月	平成20年住宅・土地統計調査に合せた改定
第2期計画 (H28～H32(R2))	平成29年3月	第2期計画策定
	平成31年4月	危険なブロック塀の除去促進を明記
第3期計画 (R3～R7)	令和4年2月	第3期計画策定
第4期計画 (R8～R12)	令和8年4月	第4期計画策定

3 岐阜県震災対策検証委員会の提言

岐阜県では、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、県内で大規模震災が発生した場合に教訓とすべき事項を検証することを目的に、県内外の各界有識者から成る「岐阜県震災対策検証委員会」を組織しました。そのなかで、建築物の耐震化に関する「耐震化分科会」が設置されて検証・検討が行われました。

建築物の耐震化については、平成23年7月31日にとりまとめられた「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、以下の7項目の提言がなされています。

建築物の耐震化に関する項目のみ抜粋（【 】は特に連携を図るべき事業主体）

- ①防災拠点施設等の耐震化【市町村・建物所有者】
- ②緊急輸送道路沿道の特定建築物への取組みの強化【市町村・建築関係団体】
- ③耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し【市町村・建築関係団体】
- ④耐震化に関する補助制度の見直し【市町村】
- ⑤不特定多数が利用する民間特定建築物への取組みの強化【市町村・建築関係団体】
- ⑥宅地被害の周知【市町村・建築関係団体】
- ⑦「命」を守るための多様な取組みの推進【市町村】

4 令和6年能登半島地震に学ぶ—今後の震災対策—

岐阜県では、令和6年能登半島地震の発災以降、被災地に対する支援を実施するとともに、本地震に学び、震災対策の一層の強化充実につなげるため、「建物耐震化の促進」等、大きく4つのテーマを軸に震災対策の見直しが実施されました。

令和7年1月にとりまとめられた「令和6年能登半島地震に学ぶ—今後の震災対策—」において、建物耐震化の促進で今後検討すべき対策として、次の6項目が挙げられています。

建物耐震化の促進に関する項目のみ抜粋（【 】は特に連携を図るべき事業主体）

- ・古い住宅が多い地域など、重点的に耐震化啓発を行う地域の抽出及び戸別訪問による啓発の強化【市町村・関係団体】
- ・耐震診断・耐震改修工事に対する支援の継続【市町村】
- ・部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）に対する支援策の検討【市町村】
- ・沿道の建築物が耐震診断の義務化対象となる緊急輸送道路の指定拡大の検討【市町村】
- ・耐震診断を義務化した路線沿道の要耐震化促進対象建築物の所有者に対する耐震化啓発の強化【市町村】
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震補強工事に対する支援の継続【市町村】

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきました。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けました。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっています。

以下の被害想定は、平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成29年度から30年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」に基づくものです。

南海トラフの巨大地震については、県全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、中津川市では震度6弱の揺れになり、液状化については発生する可能性が高い※2と予測されています。また、内陸直下型地震については、いずれも震度5強以上の揺れになり、阿寺断層系地震において最大震度6強程度の揺れが発生すると予測されており、この地震において多くの建物被害が発生すると予測されています。

表1-1 中津川市で想定される地震の規模

想定地震 \ 地震の規模	最大震度	PL値（液状化指数）※1	建物被害（棟数）	
			全壊	半壊
南海トラフ巨大地震★	5.76（震度6弱）	26.88	320	3,299
揖斐川—武儀川（濃尾）	5.33（震度5強）	1.50	1	277
長良川上流（北側震源）	5.59（震度6弱）	7.70	28	724
長良川上流（南側震源）	5.19（震度5強）	0.00	0	29
屏風山・恵那山及び猿投山	6.39（震度6強）	23.55	10,587	13,508
阿寺（北側震源）	6.27（震度6強）	28.43	6,775	12,744
阿寺断層系地震★	6.22（震度6強）	27.43	1,480	4,775
跡津川断層地震★	5.37（震度5強）	0.00	2	153
養老—桑名—四日市断層帯地震★	5.17（震度5強）	0.00	0	35
高山・大原断層帯地震★	5.36（震度5強）	0.00	1	104
高山・大原（南側震源）	5.28（震度5強）	0.00	0	44

※1 PL値（液状化指数） PL値>15：液状化の可能性が高い 5<PL値≤15：液状化の可能性がある

※2 中津川市ではPL値>15の場合、全体面積の約3%の地域で液状化が発生する確率が高い

★：岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査、それ以外は内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され、新耐震設計法が導入されました。本計画では、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」といいます、また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとします。

「建築物の耐震化」	…建築物の地震に対する安全性を確保すること。
「耐震化されている建築物」	…新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。
「耐震化率」	…建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。（住宅においては戸数）
「耐震性が不十分な建築物」	…旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

(1) 住宅の耐震化の現状

中津川市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1のとおりです。

表2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸)

住宅数 建築年	年代別		H10年調査		H15年調査		H20年調査		H25年調査		H30年調査		R5年調査	
	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
旧 基 準	S35年以前	1,900	7	3,550	13	4,210	16	3,540	13	4,700	17	3,820	13	
	S36年～45年	6,500	25	3,090	12	2,070	8	2,160	8					
	S46年～55年	6,880	27	5,850	22	5,290	20	4,350	16	3,780	14	4,210	14	
	不詳	—	—	—	—	166	1	346	1	689	3	244	1	
	計	15,280	59	12,490	47	11,736	43	10,396	38	9,169	33	8,274	28	
新 基 準	S56年～60年	2,560	10	3,050	11	4,520	17	4,470	16	3,690	13	4,000	14	
	S61年～H2年	2,590	10	3,020	11									
	H3年～7年	3,550	14	2,990	11	2,390	9	2,590	9	2,630	9	5,510	19	
	H8年～12年	1,980	8	3,690	14	3,380	12	3,400	12	2,890	10			
	H13年～17年	—	—	1,590	6	3,540	13	2,510	9	2,590	9	2,520	9	
	H18年～22年	—	—	—	—	1,320	5	2,770	10	2,380	8	2,530	9	
	H23年～27年							930	34	1,910	7	2,340	8	
	H28年～30年									1,290	5	2,570	9	
	H30年～R2年													
	R3年～R5年											1,130	4	
	不詳	20	0	—	—	224	1	574	21	1,411	5	626	2	
計	10,700	41	14,340	53	15,374	57	17,244	62	18,791	67	21,226	72		
合計	25,980	100	26,830	100	27,110	100	27,640	100	27,960	100	29,500	100		

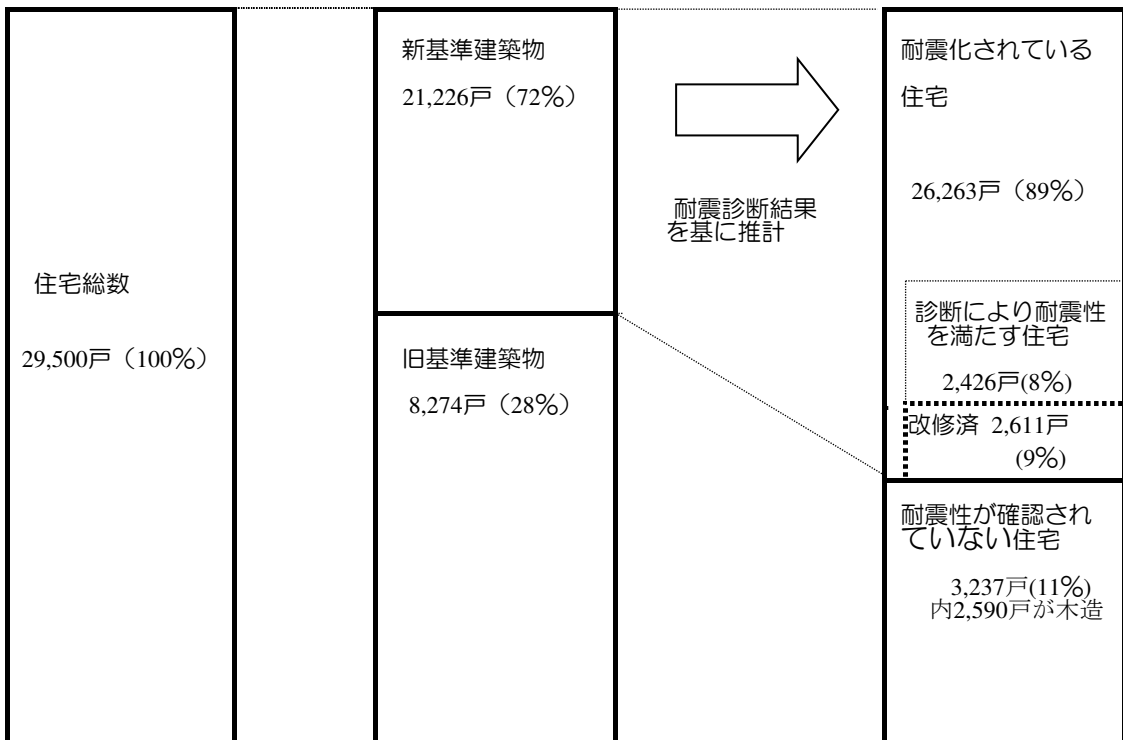
* 建築年不詳件数については、旧基準と新基準とで案分した件数で計上。

* 上記のデータは四捨五入処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

当市における住宅の耐震化率の現状については、令和5年住宅・土地統計調査によると、「新基準建築物の住宅」が21,226戸（72%）、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は2,611戸（9%）、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果からの推計により2,426戸（8%）であることから、市内の住宅総数29,500戸のうち26,263戸（89%）が「耐震化されている住宅」と推計できます。

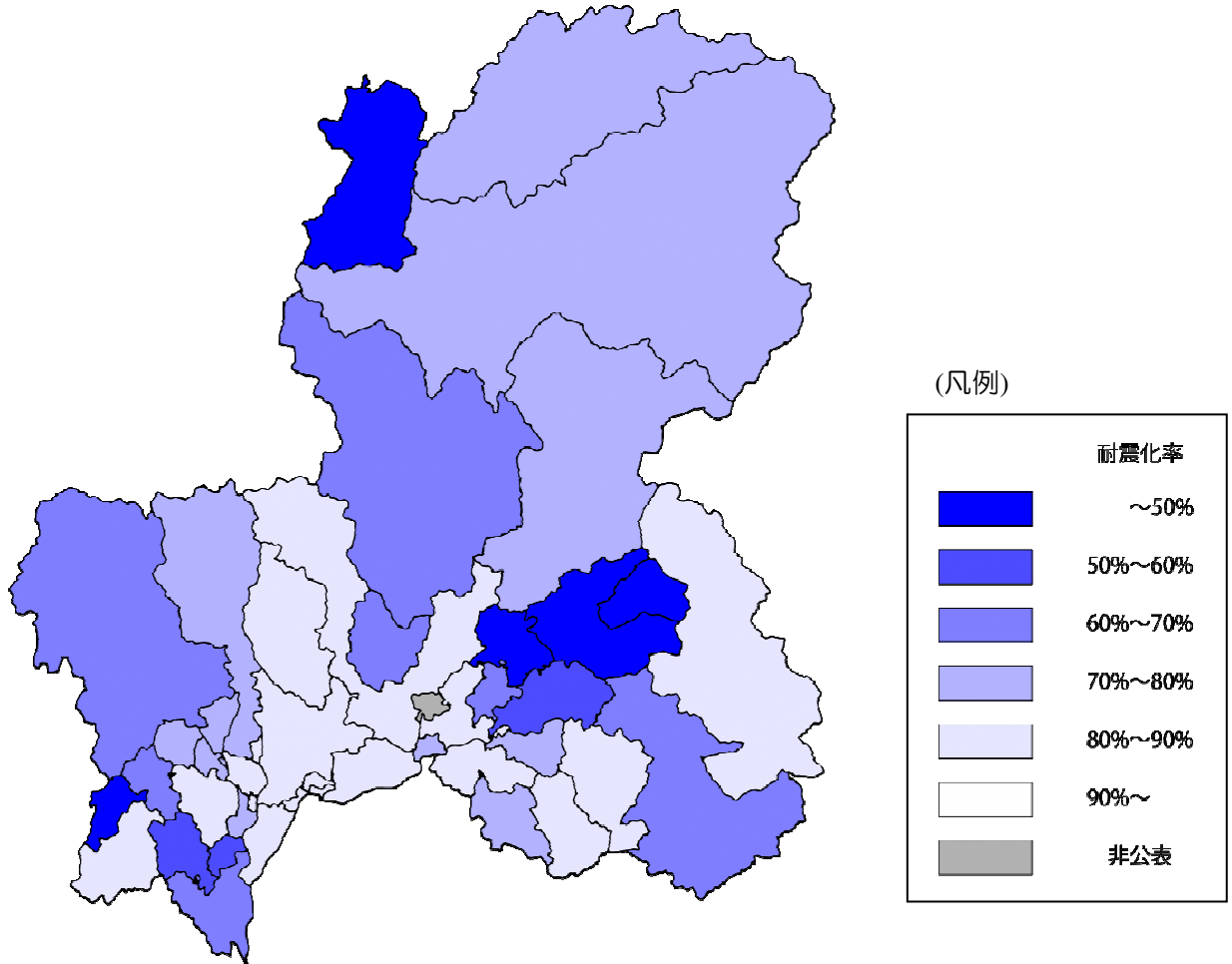
当市は、同調査によると木造住宅の率は80%であることから、旧基準建築物のうち木造住宅2,590戸（ $=3,237 \times 80\%$ ）の耐震化を重点的に行うことが有効であると考えられます。

図2-1 住宅の耐震化の現状（令和5年調査）



なお、岐阜県における各市町村の耐震化率は以下のとおりです。

図2-2 市町村ごとの住宅の耐震化率の現状（R6時点公表数値）



(2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は表2-2のとおりとします。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の1号特定建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化の現状は、建物所有者に対して岐阜県が実施したアンケート等の実態調査によると表2-3のとおりである。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	－	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	－	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

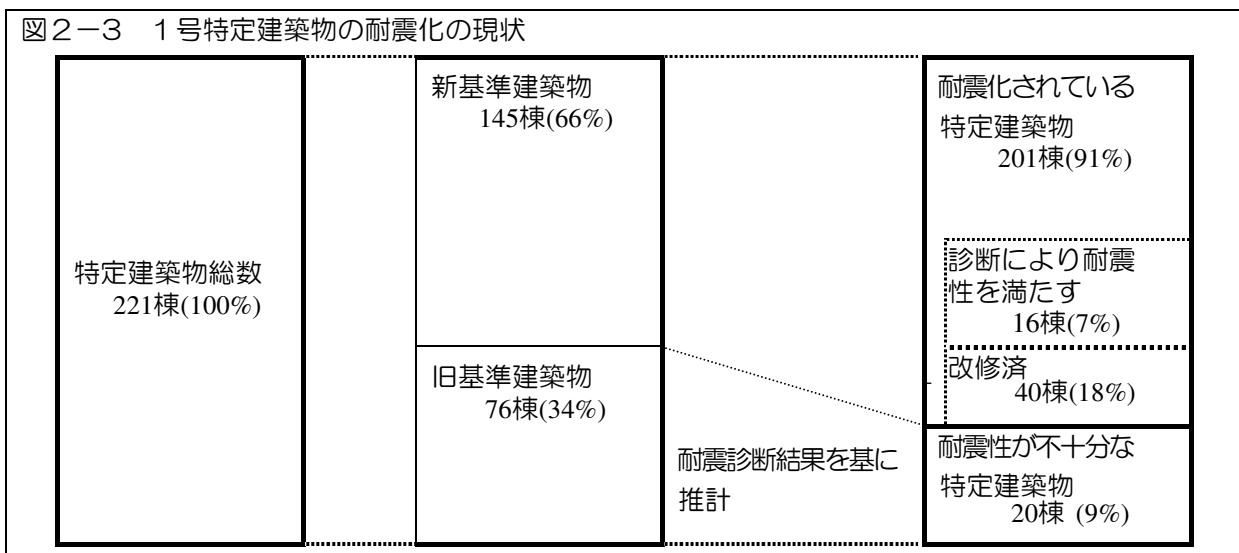
表2-3 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

用途	耐震化の現状					耐震化されている建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
	全棟数 A=B+C	新基準建築物 B	旧基準建築物 C	耐震改修実施済み D	耐震性を満たす E		
庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル、賃貸住宅、事務所、工場等	221	145	76	40	16	201	91%

注) A~Dは実数値 Eは推計値

多数の者が利用する建築物については、「新基準建築物」が145棟、「旧基準建築物」76棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が40棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が16棟であることから、「耐震化されている建築物」は201棟となり、市内の多数の者が利用する建築物総数221棟のうち91%が耐震化されていると推計できます。



2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となりました。また、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生しました。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられます。

中津川市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していきます。

これまでの中津川市の取り組み

当市は、県下唯一の東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受け、早くから学校や避難所、防災拠点となる施設の耐震診断、耐震改修を計画的に実施してきました。

住宅に対しては、木造化率の高い地域特性から、過去の大規模地震で被害が多かった旧基準木造住宅の耐震化が重要とし、平成14年度より、耐震診断に、平成16年度より、耐震補強改修に補助事業を創設し継続して実施しています。

無料耐震相談会の実施等耐震化の支援の環境整備を積極的に行い、地震災害に強いまちづくりを目的とした施策を計画的・積極的に取り組んでいます。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標

<第4期計画における目標>

- 住宅の耐震化率 令和12年 95%
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率 令和12年 95%
- 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 令和12年 おおむね解消※1
- 要安全確認計画記載建築物の耐震化率

防災拠点建築物 早期におおむね解消※1

通行障害既存耐震不適格建築物 令和12年 50%※2

※1_耐震化は所有者の判断で行われるものであるため、100%に近い状態を目指す

※2_平成29年4月1日指定分

国の基本方針（抜粋）

平成18年1月25日国土交通省告示第184号
最終改正 令和7年7月17日国土交通省告示第535号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの中津川市の取り組み、国の基本方針、県の耐震改修促進計画を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和12年度までに95%にすることを目標とします。

耐震化率95%を達成するため、令和8年から令和12年までの間に、住宅については約3,237戸、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については約20棟の耐震化が必要です。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図ります。

図2-4 住宅の耐震化の目標

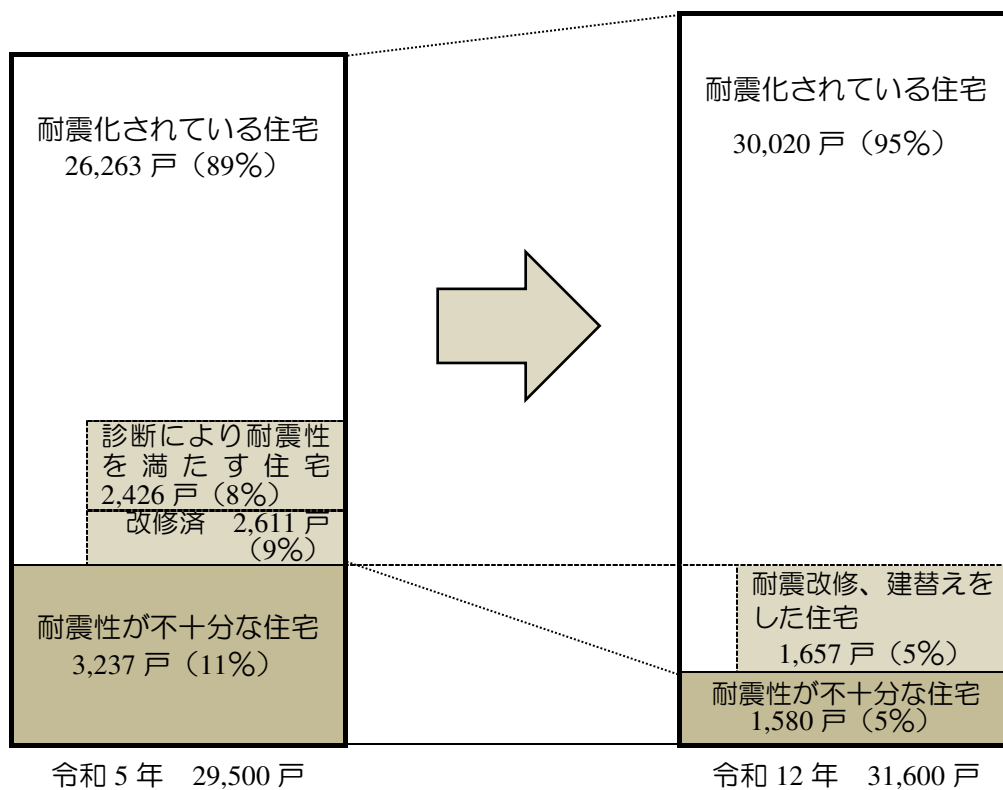
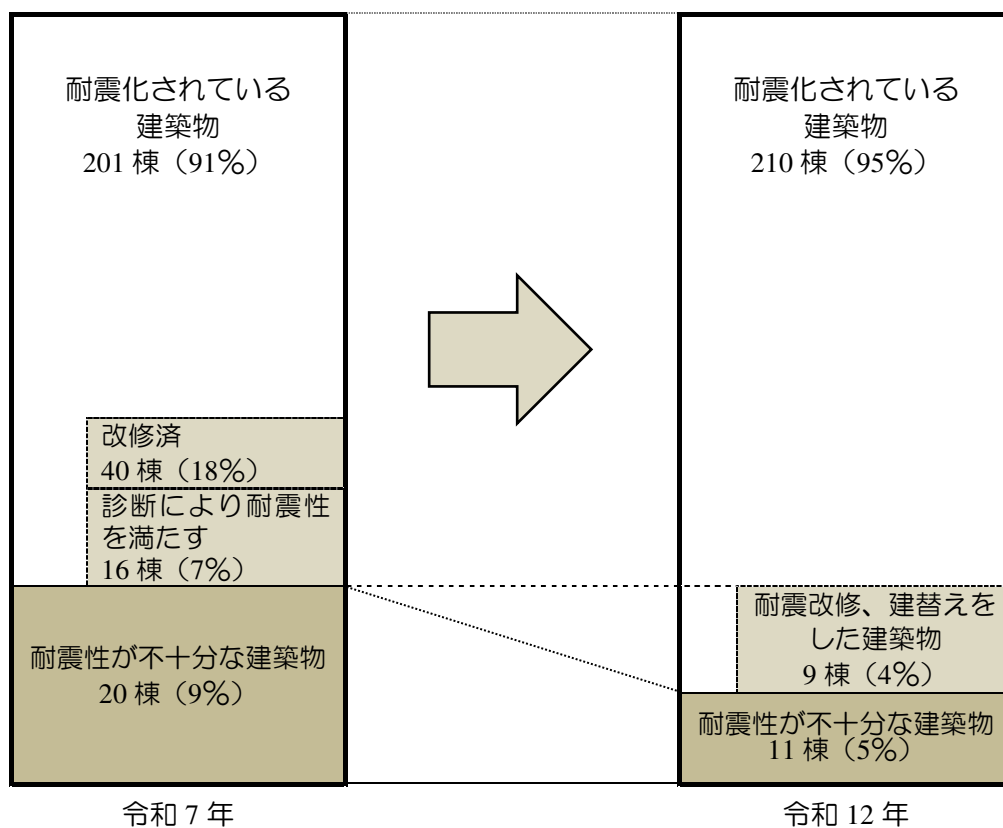


図2-5 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

※新築、除却を勘案して、令和7年時点の建築物総数から増減なしと仮定して算出。



3 公共施設の耐震化の現状・目標

災害時に、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全確保、被災後の応急対策活動の拠点としての機能確保に繋がり、大変重要です。

一方、平成23年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成28年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもありました。

中津川市では、建物の重要度を考慮して優先順位を整理し、計画的に市有施設の耐震化を図ってきました。市有特定建築物で耐震性が不十分とされたものは全て耐震補強等により対応済みです。その他市有施設については、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとします。

(1) 市有特定建築物における耐震化

ア 耐震化の現状

中津川市有施設における特定建築物（以下「市有特定建築物」という）の耐震化の令和7年度末時点の現状は、表2-4のとおりです。

表2-4 市有特定建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

耐震化の現状 市有特定建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化されている建築物 F=B+D+E		耐震化率 G=F/A
				耐震改 修実施 済みD	耐震性 を満た す E	
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、消防署、学校、社会福祉施設等)	40	15	25	21	4	100%
不特定多数の者が利用する建築物 (集会場、宿泊施設、博物館等)	11	5	6	4	1	100%
特定多数の者が利用する建築物 (公営住宅、事務所等)	8	3	5	0	5	100%
計	59	23	36	26	10	100%

市有特定建築物については、「新基準建築物」が23棟（39%）、「旧基準建築物」36棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が26棟（44%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が10棟（17%）であることから、「耐震化されている建築物」は59棟となり、全ての市有特定建築物の耐震化が完了しています。

イ 耐震診断結果の公表

市有特定建築物については、施設を利用する市民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に努めます。

(2) その他公共施設・防災拠点施設等における耐震化

中津川市は、全ての市有特定建築物の耐震化を完了させましたが、施設所有者として「施設利用者の生命（安全）」を守る責務があります。よって、残された耐震性のないその他の建築物について財政事情等を考慮しつつ、管財部局と協力し、令和12年度までに耐震化を完了することを目標とします。

4 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状・目標

平成25年の法の改正により、一定規模以上の大規模建築物や防災拠点のより重点的に耐震化を進めるべき建築物に対し、法や耐震改修促進計画での位置付けにより耐震診断の実施及び報告を義務付け、公表を行うこととなりました。中津川市には表2-5のとおり岐阜県耐震改修促進計画に位置付けされた建築物が存在します。

表2-5 耐震診断義務付け建築物の状況（R8.4時点）

種別		根拠	対象棟数
要安全確認	防災拠点建築物	法第7条第1項第1号	2棟
計画記載建築物	通行障害既存耐震不適合建築物	法第7条第1項第2号	2棟

防災拠点建築物は中津川市役所本庁舎及び旧加子母総合事務所を指します。中津川市役所本庁舎は既に耐震化が完了しており、旧加子母総合事務所は令和9年度に解体を予定しています。通行障害既存不適合建築物は令和8年4月1日より新たに追加される建築物であり、今後、耐震診断の実施及び耐震診断の結果に応じた耐震化への働きかけを積極的に行っていきます。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方

これまで、中津川市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進め、平成21年度からは「中津川市住宅耐震化促進条例」を施行し、耐震化に取り組んできました。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民、事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要です。

市民、事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していきます。

(1) 市民・事業者の役割

- ・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努めます。
- ・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めます。

(2) 市・県の役割

- ・市は国の基本指針や岐阜県耐震改修促進計画の内容を勘案し、耐震改修促進計画を定めます。
- ・市及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。特に、市は、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努めます。
- ・市は建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組みます。
- ・県は既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行います。
- ・市及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講じるよう努めます。

2 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組みます。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じます。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していきます。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施します。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の

責任において実施されるべきものであります。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや中津川市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施します。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度の啓発について、より効果的な対策を積極的に実施します。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とし、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとします。

(1) 重点的に耐震化を図る地域

市内では、南海トラフの巨大地震及び屏風山・恵那山及び猿投山、阿寺断層系による直下型地震の被害が想定されています。又想定される地震の他にも市内には活断層が存在することから、市内全域を、重点的に耐震化を図る区域とします。

(2) 重点的に耐震化を図る建築物

ア 住宅については、旧基準建築物の木造住宅の過去の地震における被害状況等を踏まえ、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

イ 1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

また、地震発生時の建築物の倒壊による周辺市街地への影響や人的被害発生懸念等から、劇場、体育館、店舗等の不特定多数が利用する特定建築物及び地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、また法に基づき耐震診断が義務付けされている法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物、法第7条の要安全確認計画記載建築物については、「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。

ウ 特定建築物に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とし、地域防災計画の避難所となる施設を優先して耐震化を図るものとします。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模地震時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その道路の確保が重要です。

岐阜県では、地域防災拠点・地区防災拠点を連結する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形式）を図っています。

なお、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であるため、道路部局等と密に連携し、施策の推進を図る必要があります。

このため、法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に第1次から3次までの緊急輸送道路が指定されています。

また、緊急輸送道路等のうち、隣県、県内各地域を繋ぐ道路や、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定め、法第5条第3項第2号に基づく道路として指定されます。（別表）

（４）より重点的に耐震化を図る建築物

1号特定建築物のうち、地震が発生した際に応急対策活動の拠点となる災害対策本部及び総合事務所、地域事務所、並びに警察及び消防の庁舎、医療活動拠点となる病院・診療所、避難収容拠点となる学校、要介護施設である社会福祉施設等その他の防災上重要な建築物及び、法第7条の規定による要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。

なお、要安全確認計画記載建築物として指定される建築物は、別表に記載する道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る）とします。

4 第4期計画における重点的な取組み

第3期計画では、当初計画策定時に比べて、耐震性のない住宅や建築物を半減させ、また耐震診断の実施が進むなど、耐震化に関するフェーズ（段階）がこれまでから変わりつつあることから、図3-1のとおり、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「耐震化」への取組みを強化することとしました。

第4期計画においても同様の方向性で施策を進めていくほか、新たに岐阜県耐震改修促進計画に位置付けられる耐震診断義務付け建築物への耐震診断の実施及び耐震診断の結果に応じた耐震化への働きかけ等を積極的に行い、災害時の被害を最小限に抑える為のより効果的な取組みを進めることとします。

図3-1 重点的に取組む対象建築物と施策の方向性

対象（3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より）		施策（方向性）	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・全ての耐震性のない建築物※1	広く市民向け	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・木造住宅 ・市有建築物	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点
より重点的に耐震化を図る建築物	・耐震診断義務付け建築物※2	全所有者向け	改修

※1 全ての既存耐震不適格建築物

※2 通行障害既存不適格建築物

5 「命」を守るための多様な取組の推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要です。

ただし、旧基準木造住宅所有者の資力等の要因により耐震改修等を行うことが出来ない場合もある為、何もしないよりは、居住者の「命を守る」という観点から人命の安全確保に繋がる暫定的・緊急的な施策も有効であると考えられます。よって、耐震性を向上させる制度（耐震基準に満たない簡易補強）や耐震シェルターの設置についても引き続き補助を行い、災害時のリスク軽減に努めます。

又、小学校の通学路や中津川市地域防災計画で定める指定避難所から半径500メートルの区域内の道路については、「避難路沿道等」として位置付け、危険なブロック塀等の除去を促進し安全確保を図ります。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

これまで県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」において、耐震化への取り組みの情報交換や連携を図ってきました。今後も、市の耐震化施策を推進するために、同協議会を活用し、全県下一丸となって建築物の耐震化に取り組みます。

2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行います。

(1) 中津川市建築物等耐震化促進事業

ア 中津川市建築物等耐震化促進事業の概要

《耐震診断》

平成14年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成20年度からは木造住宅について所有者負担を無料化しています。また、同年より地域の集会所等への補助を開始しました。さらに、令和8年度からは岐阜県耐震改修促進計画に位置付けられた通行障害既存不適格建築物の耐震診断に要する費用の補助を開始します。

《耐震補強工事》

平成16年度から木造住宅を対象として補助を実施しています。平成21年度からは一定の要件に該当する木造住宅について、簡易補強工事を補助対象とし、平成25年度からは当該要件を撤廃しました。

イ 中津川市建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-1のとおりです。

表4-1 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	年度									
	H20以前	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
木造住宅耐震診断補助事業	369	220	342	466	314	129	92	142	77	
木造住宅耐震補強工事費補助	55	42	62	28	21	26	17	13	11	
建築物耐震診断事業費補助	2	0	2	3	3	2	0	0	1	

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
86	22	7	28	12	31	26	60	15	2,438
13	15	10	8	9	4	6	5	5	350
0	0	0	0	0	0	0	0	0	13

(2) その他の補助事業

木造住宅の耐震化を促進させるため、耐震補強工事と併せて住宅リフォームされる方に対する補助事業を平成23年度より、集会所の耐震補強工事に対する補助事業を平成21年度より、避難路沿道等にあるブロック塀等の除去に対する補助事業を平成30年度よりそれぞれ実施しています。今後も耐震化の取り組みでは、災害に強いまちづくり計画による地域防災計画の具体化を地域密着により実施します。

(3) 区長会、町内会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要です。区長会、町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待されています。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要です。

県による各種情報の提供、必要な支援の下に、市はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じます。

3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組みます。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるために、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用します。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧できることとしており、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っています。

イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、市民からの相談に応じています。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として市民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていきます。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催します。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進します。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの出前講座、パンフレット、市公式ホームページ、広報紙等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできました。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化や、耐震シェルター設置等の命を守る取組みに関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発します。また、住宅設備の更新や、省エネ改修、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて、耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図ります。

イ 各種広報媒体を活用した周知

広報紙、市公式ホームページ等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施します。

ウ 地域地区等への出前講座の開催

地域地区単位等で出前講座を開催して、市からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行います。

エ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、平成19年度に作成公表済みです。

オ 耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無料化（平成20年度から）、補強工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ってきましたが、耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえません。このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行います。

カ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフ地震や阿寺断層帯地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要があります。このため、市は被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮し、計画的に普及啓発重点地区の選定を行います。

キ 診断実施済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促します。

ク 診断義務付け建築物(要安全計画記載建築物)への啓発強化

診断報告のあった建築物で、耐震性が不十分であることが判明した建築物の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

ケ 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法第22条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物

の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図ります。

また、公共建築物について建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用します。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されています。このため、岐阜県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行います。

(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、岐阜県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業及び宅地耐震化推進事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進します。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るための指導等を行うには、所管行政庁との情報共有に努め、効果的な実施を図る必要があります。そのため、所管行政庁である県と具体的な取組方針等について協議を行い、連携を図りながら耐震化の促進に努めていきます。

第6 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目的

住宅所有者の方に耐震化に対する理解を深めていただくため、本プログラムに戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を位置づけ、更に住宅の耐震化を推進することを目的とします。

2 緊急耐震重点区域の設定

住宅の耐震化を緊急的に促進すべき区域（以下「緊急耐震重点区域」という。）は市内全域とします。

3 対象建築物

対象建築物は、緊急耐震重点区域内の旧基準建築物の住宅とします。

4 実施計画期間

実施計画期間は令和8年度から令和12年度までとします。

5 耐震化普及啓発活動

- (1) 緊急耐震重点区域内の木造住宅を対象とした戸別訪問
- (2) 自治会等の集会所にて地元住民への出前講座の実施
- (3) 市内で行われるイベントに耐震促進啓発ブースを設置（無料相談会）
- (4) パンフレット等により耐震化の必要性の周知
- (5) 耐震診断実施済みの所有者に、中津川市耐震化促進条例に基づき補助制度等の情報提供をDMにて送付
- (6) 広報誌による耐震化促進事業の啓発

6 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県及び岐阜県建築士会中津川支部と連携して活動に取り組みます。

7 年度計画・実績の公表

本プログラムに基づく取組について、年度ごとに、当該年度の計画と前年度の実績、その自己評価、検証、前年度までの実績等をホームページにて公表します。

別表

隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路として法第5条第3項第2号に基づき岐阜県が指定する道路

＜平成 29 年 4 月 1 日指定＞

道路名	起 点		終 点	
	市町村地先	交差路線等	市町村地先	交差路線等
国道 19 号	多治見市富士見町	愛知県境	中津川市山口	長野県境
国道 21 号	土岐市泉寺田町	国道 19 号交差点	不破郡関ヶ原町今須	滋賀県境
国道 22 号	羽島郡笠松町円城寺	愛知県境	羽島郡岐南町八剣	国道 21 号交差点
国道 41 号	可児市東帷子	愛知県境	飛騨市神岡町谷	富山県境
国道 258 号	大垣市楽田町	国道 21 号交差点	海津市南濃町境	三重県境

参考図



上記指定道路または高速道路から、各地域の防災拠点施設を繋ぐ緊急輸送道路等として法第5条第3項第2号に基づき岐阜県が指定する中津川市内の道路

<令和8年4月1日指定>

施設名	道路名等
中津川市役所	【起点】 国道 19 号（中村交差点） ↓ 中津川市道 1277 号線（～市役所入口交差点） ↓ 中津川市道 0116 号線 【終点】 中津川市役所

参考図_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1
 防災拠点施設 : 中津川市役所

